女性の活躍推進に関する法律

禁止 = 募集・採用・配 が保健指導・健康診査を	▽性別を理由とする差別の中・出産後の女性労働者	■法律のポイント ▽母性健康管理措置=妊娠	義務付けられました。 付け	スメント防止対策の措置が 置の実施を事業主に義務	娠・出産などに関するハラ に、雇用管理上必要な措	同僚からの職場における妊 ハラスメント防止のため	平成29年1月から、上司・ 妊娠・出産などに関する	められています。 シュアルハラスメントや	益取り扱いの禁止などが定 策 = 職 場に お ける セ ク	出産などを理由とする不利 に関するハラスメント対	差別の禁止や婚姻、妊娠・トおよび妊娠・出産など	における性別を理由とする マセクシュアルハラスメン	どの雇用管理の各ステージ とする解雇を禁止	募集・採用・配置・昇進な る定めおよび婚姻を理由	男女雇用機会均等法では、 娠・出産を退職理由とす	重要な課題となっています。 いの禁止など=婚姻、妊	持していく上で、ますます 理由とする不利益取り扱	たって経済社会の活力を維 ▽ 婚姻、妊娠・出産などを	ことは、日本が将来にわ 禁止	できる雇用環境を整備する 性別を理由とする差別を	つ、その能力を十分に発揮 契約の更新などについて、	く女性が母性を尊重されつ 勧奨・定年・解雇・労働	されることなく、かつ、働 雇用形態の変更、退職の	働く人が性別により差別 置・昇進・降格、職種・	娠中および出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とした法律です。
相談その他の援助を実施	事業主に対して、国では	ブ・アクション)を行う	な取り組み(ポジティ	ための自主的かつ積極的	じている格差を解消する	男女労働者間に事実上生	の取り組みを国が援助=	▽ポジティブ・アクション	先事業主にも適用	置についての規定を派遣	策および母性健康管理措	に関するハラスメント対	ト対策、妊娠・出産など	セクシュアルハラスメン	る不利益取り扱いの禁止、	娠・出産などを理由とす	機会均等法の適用=妊	▽派遣先に対する男女雇用	主に義務付け	必要な措置の実施を事業	、ができるようにするため	づく指導事項を守ること	当該指導または検査に基	受けるための時間の確保、	目的とした法律です。

活躍推進に関する責務などを定めた法律です。女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、 女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性の

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

男女雇用機会均等法

「企業が取り組むこと

公表が義務付けられていま女性の活躍に関する情報のけ出・周知・公表③自社の す を解決するのにふさわしい把握・課題分析②その課題 の女性の活躍に関する状況上の企業に対して、①自社 ※労働者が300 数値目標と取り組みを盛り 労働者の数が301 人以下 人以 \mathcal{O}

■えるぼし認定 企業は努力義務

行動計画の策定・届け出 ることができます。 数に ~にかかわらず、一定の要

件を満たせば取得すること

■認定を受けると ができます(認定は3段階)

上などにつながることがの確保や企業イメージの 活躍推進企業であることを 付することによって、 る認定マー 業は、厚生労働大臣が定め アピールでき、 えるぼし認定を受けた企 クを商品などに 優秀な人材 女性 期向

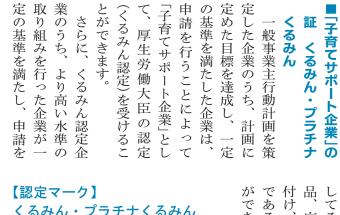


(5) 広報大船渡 30.4.11(No.1124)

▶問い合わせ=市役所☎0192@3111

仕事と家庭の両立支援に向けた法律

・労働者が利用する介護	・時差出勤制度	・フレックスタイム制度	・所定労働時間短縮制度	ついて事業主に義務付け	する措置を講じることに	2回以上の利用を可能と	用開始日から3年の間で	対象家族1人につき、利	化=次のいずれかのうち、	間の短縮措置などの義務	▽介護のための所定労働時	単位での取得が可能	半日(所定労働時間の½)	軟化 =介護休暇について	▽介護休暇の取得単位の柔
組の監護期間中の子など	養子に加え、特別養子縁	の親子関係がある実子・	子の範囲の拡大=法律上	▽育児休業等の対象となる	が可能	時間の½)単位での取得	について半日(所定労働	の柔軟化=子の看護休暇	▽子の看護休暇の取得単位	なることが明らかでない	での間に雇用契約がなく	②子が1歳6カ月になるま	上継続し雇用されている	①申し出時点で過去1年以	休の取得が可能
務を創設	休暇制度を設ける努力義	関する目的で利用できる	てしやすいよう、育児に	育てながら働く人が子育	=事業主に、未就学児を	▽育児目的休暇の導入促進	せる努力義務を創設	などに関する制度を知ら	場合に、個別に育児休業	妊娠・出産などを知った	く人またはその配偶者の	お知らせ=事業主に、働	▽育児休業等の制度などを	最長2歳まで再延長可能	会社に申し出ることで、
定	取	業	Ł	とず	<u>२</u>	て、	了子	申	のサ	定	定			÷T	





※「くるみん」は、働きながら子育てできるようにするため、企業などによる仕事と子育ての両立支援に 対する取り組みに支えられ、子どもが優しく包み育てられているイメージを表現しています。

得可能の要件を満たす場合に育	て介護休業を分割して取 業の取得要件の緩和=次	日まで、3回を上限とし マ有期契約労働者の育児休	象家族1人につき通算93 受けられる制度が新設	▽介護休業の分割取得=対 なるまで、残業の免除が	■1月の改正内容 つき、介護の必要がなく	れています。 の制限=対象家族1人に	成29年1月と10月に改正さ ▽介護のための所定外労働	育児・介護休業法は、平 サービス費用の助成など	るよう、仕事と家庭が両立しやすい雇用環境の整備を目的とした法律です。妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けること(育児休業) 介護休業等 育児 又は家 族介護 を行う 労働者の 福祉に 関する法 律)	育児・介護休業法
どに入れない場合などに、	6カ月以後も、保育園な	▽育児休業の再延長=1歳	■10月の改正内容	ついて事業主に義務付け	設=措置を講じることに	ハラなどの防止措置の新	▽いわゆるマタハラ・パワ	も対象範囲に	まを行う労働者の福祉に関する法律し	
	企業は努力義務	※労働者が100人以下の	付けられています。	表・労働者への周知が義務	計画の策定・届け出・公	企業には、一般事業主行動	労働者が101人以上の	■企業が取り組むこと	策定することを求めている法律です。 次代の社会を担う子どもの健全な育4	次世代育成支
は、子育てサポート企業と	くるみん認定を受けた企業	くるみん認定・プラチナ	■認定を受けると		とができます。	くるみん認定)を受けるこ	大臣の特例認定(プラチナ	行うことにより、厚生労働	策定することを求めている法律です。次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するための行動計画を	《世代育成支援対策推進法

(4)